

<規定例>

(卵子凍結のための休暇)

第●条 卵子凍結を行う全従業員は、1年間のうち5日を限度に休暇を取得することができる。なお、この場合の1年間とは、最初に休暇を取得した日の翌日から起算して1年を経過する日までの期間とし、未取得の卵子凍結のための休暇は次年度に繰り越すことはできない。

2 卵子凍結のための休暇の単位は、1日又は1時間とする。取得の際は、連続取得及び分割取得のいずれも可とする。

3 休暇の取得にあたっては、別途指定する様式により事前に申請を行うものとする。

4 卵子凍結のための休暇は【「有給」又は「無給」】とする。

5 賞与の査定及び年次有給休暇の付与要件の算定等に関して、卵子凍結のための休暇を利用したことによる不利益は生じない。